

石綿含有製品の輸入防止対策の強化について

令和2年12月以降、中国から輸入されている珪藻土製品（バスマット等）に石綿が含有されている事案が相次いで発生したことを踏まえ、

①珪藻土を主たる材料とするバスマット等を輸入する際に、石綿をその重量の0.1%を超えて含有していないことを分析等により確認すること

②製品を製造又は輸入した事業者が、当該製品が石綿をその重量の0.1%を超えて含有していることを知った場合には、遅滞なく、当該製品の名称等について、所轄労働基準監督署長に報告すること

を内容とする石綿障害予防規則等の一部改正を令和3年5月に行ったところ（①は令和3年12月1日施行、②は令和3年8月1日施行）。

この他に、厚生労働省では、関係各省と連携し、石綿を含有する可能性が指摘されている天然鉱物（※）（タルク、セピオライト、バーミキュライト、ブルーサイト）について中国からの輸入品を対象に石綿含有有無に係る調査、分析を実施したところ、石綿を含有する事実は確認できませんでした。

（※）石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル（第2版）（令和4年3月厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/sekimen/jigyo/ryui_jikou/index_00001.html